

## 書評

### 書評への解題

和田 肇

本書評の掲載に当たって、その経緯を記しておきたい。

#### 1 「雇用社会の持続可能性と労働法のパラダイム転換」研究プロジェクト

和田肇を研究代表者とする科学研究費基盤研究（S）「雇用社会の持続可能性と労働法のパラダイム転換」（研究課題番号：15H05726000、補助金年度：2015年度～2019年度）の研究プロジェクトが開始されてから3年が経過し、本年3月に中間評価のための報告書を提出した。

本研究は、以下のような目的を持って遂行されている。「雇用社会の劣化は、その現れ方や程度には相違があるものの、先進国に共通に見られる現象である。国際機関や各國政府は、これを克服する様々な試みを行ってきた。しかし、日本では再びこの劣化の深刻化が危惧されている。本研究は、雇用の二極化、ワーキングプア層の増加、ワークライフのアンバランス、あるいはブラック企業現象等、現在の雇用社会の現状を「持続可能性の危機」と捉え、雇用社会の持続可能性を確保・維持するためにILOが提起する『ディーセント・ワーク』、G20首脳宣言がいう『質の高い雇用の創出』、あるいは厚労省文書において主張された『厚い中間層の形成』などの理念に沿った〔労働法の新たなパラダイム〕を模索することを目的としている。」

本研究は、労働法理論研究会を母体とした共同研究として実施されてきた。また、この共同研究は、同じく和田が研究代表者を務めていた基盤研究（A）「労働市場、法政策及び労働法の編成原理に関する研究」（2008年度～2011年度）および基盤研究（A）「標準的労働関係モデルの変容と労働法改革の展望」（2012年度～2015年度、実際には2014年度で終了）に

## 書評

おける研究を発展させたものであり、それら研究で組織された外国との共同研究等の研究成果を生かしながら、展開してきた。

本研究は、矢野昌浩（名古屋大学教授）と緒方桂子（南山大学教授）を研究分担者にしているが、その他に国内の研究者 10 数名、韓国、台湾、ドイツの研究者ら約 20 名、弁護士約 10 名らの協力を得ながら遂行している。

## 2 研究の成果

本年 3 月の中間評価のための報告書を提出した段階で、本研究は、単著 5 冊の出版（和田肇『労働法の復権—雇用の危機に抗して』（日本評論社、2016 年）、西谷敏『労働法の基礎構造』（法律文化社、2016 年）、萬井隆令『労働者派遣法論』（旬報社、2017 年）、藤内和公『ドイツの人事評価』（旬報社、2017 年）、名古道功、『ドイツ労働法の変容』（日本評論社、2018 年）、この内 2 冊の韓國版の出版（西谷敏『노동법의 기초구조』2016 年、和田肇『노동법의 복권』2017 年）、論文約 50 本の公表等の成果を生んでいる。

また、これらの著書については、いずれも多くの書評で取り上げられ、その意義と課題が確認されている。

## 3 本書評について

本研究の一環として、今回、大橋範雄・大阪経済大学教授の書評を掲載することになった。

対象である著書は、萬井隆令著『労働者派遣法論』である。本書評は、2017 年 12 月 9 日に開催された労働法理論研究会での大橋の報告に加筆・修正を加えている。

労働者派遣と法は、前記の科学的研究費での一連の研究の大きな一つの柱である。労働者派遣を含む非正規雇用問題は、2000 年代初頭から労働法理論研究会が一貫して取り扱ってきたテーマでもある。2013 年にはこの共同研究の成果として、和田肇・脇田滋・矢野昌浩編『労働者派遣と法』（日本評論社）を上梓している。その後、2015 年には規制哲学を根本的に転換する労働者派遣法の改正が行われている。萬井は、この 10 数年間、裁

判とも深く関わりながら、理論と実務を架橋し、労働者派遣法の研究を続けてきた、この分野を代表する研究者でもある。萬井著は、本研究の大きな成果とも言える（中間報告でも代表的な研究成果の一つとしてあげている）。

書評を担当してもらった大橋は、1980年代からドイツの労働者派遣法を一貫して研究してきた、これまたこの分野での比較法研究の第一人者である。その意味で、萬井著の書評の適任者である。私たちのプロジェクトでは、日独比較法研究で度々協力してもらっている。本書評では、労働者派遣と労務供給との異同など、労働者派遣の本質に関わる論点を中心に検討している。

なお、萬井著の書評として、沼田雅之（法政大学教授）によるもの（労働法律旬報1910号）と梅田和尊（弁護士）によるもの（季刊労働者の権利324号）がある。